

黒川地域行政事務組合議会会議録

令和2年2月19日 第1回定例会

黒川地域行政事務組合

第1回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和2年2月19日（水曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	菊池美穂君	4番	金子透君
5番	犬飼克子君	6番	石川敏君
7番	佐々木春樹君	8番	遠藤昌一君
9番	大友三男君	10番	浅野直子君
11番	高橋正俊君	12番	千坂裕春君
13番	渡辺良雄君	14番	藤巻博史君
15番	和賀直義君	16番	平渡高志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理 事 長	浅野元君
理 事	田中学君
理 事	若生裕俊君
理 事	萩原達雄君
教 育 長	上野忠弘君
代 表 監 査 委 員	佐々木修君
助 役	鎌田節夫君
総 務 課 長	明石良孝君
総 務 課 参 事	阿部愛子君
財 政 課 長	堀籠満智男君
会 計 管 理 者	田中孝幸君
財 務 課 副 参 事	佐藤初雄君
業 務 課 長	
兼 教 育 次 長	

業務課副参事	碓井豪君
消防本部消防長	佐藤喜好君
消防本部次長	石川勉君
消防本部総務課長	跡部信一君
消防本部警防課長	高橋正君
消防本部予防課長	鈴木宗一君
消防本部指令課長	堀籠和幸君
黒川消防署長	千葉清君
富谷消防署長	落合稔君

職務のため議場に出席した職員

総務課主査	寺嶋千佳君
総務課主事	三浦高広君

議事日程

令和2年2月19日(水曜日)

午前10時00分 開会

第 1	会議録署名議員の指名	4 頁
第 2	会期の決定について	4 頁
第 3	議案第 1 号	8 頁
第 4	議案第 2 号	10 頁
第 5	議案第 3 号	12 頁
第 6	議案第 4 号	21 頁
第 7	議案第 5 号	22 頁
第 8	議案第 6 号	24 頁
第 9	議案第 7 号	27 頁
第10	議案第 8 号	44 頁
第11	議案第 9 号	45 頁
第12	議案第10号	46 頁
第13	議案第11号	53 頁

本日の会議に付された事件

- 議案第 1 号 黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 議案第 2 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 議案第 3 号 令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 4 号 令和元年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 号 令和元年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 6 号 令和元年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 号 令和 2 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 2 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 2 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算
- 議案第 1 0 号 令和 2 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算
- 議案第 1 1 号 令和 2 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算
- 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について

午前9時58分 開会

○議長（平渡高志君） 皆さんおはようございます。少し早いんでありますが、おそろいであるので始めたいと思います。

まず、議場内でのマスクの着用について、特に定めはありませんが、昨今の報道にありますとおり、ウイルス対策のため議員、執行部含めて議場でのマスクの着用を認めますので、御了承願います。

それでは、令和2年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番石川 敏君、7番佐々木春樹君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、1月23日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定をいたしました。

理事長より提出議案の説明を含め、挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会の開会に当たり御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、令和2年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。日ごろから本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様のお指導と御

協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、本年度から来年度にかけて進めておりますマテリアルリサイクル推進施設整備事業につきまして御報告を申し上げます。

まず、旧ごみ焼却施設解体工事につきましては、建屋並びに基礎の解体が終了し、当該工事の最終工程となります埋め戻し、整地作業に着手しており、年度末の完了に向けて順調に推移いたしております。

また、旧ごみ焼却施設解体跡地に整備する予定でございますマテリアル推進施設建設工事につきましても、年度明けの円滑な工事着手が可能となるよう、建物の設計業務、建築確認申請の手続などの関係業務を進めておるところでございます。

次に、令和元年台風第19号により発生いたしました災害廃棄物の処理につきまして御報告申し上げます。

行政事務組合といたしましては、町村で発生いたしました災害廃棄物のうち、可燃ごみ約3,600トンにつきまして環境管理センターごみ焼却施設で処理を行う予定でございます。1日約10トン焼却処理し、2月10日現在で約700トンの処理が終了しており、今年度末まで約1,200トンの焼却処理を予定いたしております。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、令和2年度の組合運営方針等につきまして、部門ごとに申し上げます。

黒川地域は、人口の増加や都市化への進展とともに、市街地の形成も一段と進んでいる状況にあり、広域行政を取り巻く環境は大きく変貌を続けている状況にあります。

行政事務組合は、住民皆様の安全安心を守り、地域の生活環境の向上のために関係市町村と連携のもと、効果的な広域行政に努め、その役割を果たしてまいります。

まず、黒川浄斎場につきましては、業務を民間に委託し、7年目となり、順調に推移いたしておりますので、今後も受託者と連携し、適切な施設運営に努めてまいります。

また、環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、業務を民間に委託し10年目になり、順調に推移いたしておりますので、引き続き受託者と連携し、計画的な維持補修を行い、水質基準を遵守した施設運営に努めてまいります。

次に、環境管理センター・ごみ処理施設でございますが、ごみ焼却施設の運転管理を民間に委託し3年目になり、24時間連続運転により、安定した焼却処理が順調に行われておりますので、今後も引き続き受託者ととも、適切な施設管理に努めてまいります。

その他の施設につきましても維持管理を計画的に行うとともに、環境基準を遵守した施設運営に努め、関係町村と連携し、さらなるごみの分別、徹底及び減量化を住民皆様に働きかけるなど、循環型社会の実現を目指してまいります。

次に、消防部門でございますが、初めに、昨年の活動状況につきまして御報告申し上げます。

火災につきましては、発生件数が28件で、前年より3件の増となっております。

救急につきましては、3,857件と、前年より145件増加の出場件数となっております。

救助につきましては、前年より35件増の80件の出場となり、うち交通救助の出場は28件、令和元年台風第19号による自然災害の出場が16件となっております。

以上が昨年の活動状況となり、今後も地域住民の安心安全の確保のため、適切な消防活動に努めてまいります。

次に、消防部門におけます女性職員の採用内定について御報告いたします。本年度に引き続き来年度におきましても女性職員1名の採用が内定しており、順次進めてまいりました女性職員の勤務環境に配慮する施設整備につきまして、富谷消防署に女性隊員用宿舎を増設し、当直可能な施設環境を整備してまいります。

次に、教育部門でございますが、視聴覚教材センターの運営につきましては、所有する教材や機材の貸し出し事業を継続してまいります。

適応指導教室「黒川けやき教室」につきましては、学校、家庭、地域との連携により、学校への復帰を目指している児童生徒へ人との交わりを広げるための居場所を提供することにより、自立への支援に努めてまいります。

次に、介護認定並びに障害支援区分認定審査事務につきましては、公平・公正な審査判定を円滑に進めていただきますようお願いしてまいります。

最後に、病院事業でございますが、公益社団法人地域医療振興協会へ管理を委託してから16年目を迎えようとしております。今後も指定管理者と協力し、指定管理者制度移行時の理念であります「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」のために努力してまいります。

以上が令和2年度の組合運営方針等でございます。

続きまして、提出しております議案等について概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第1号の黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。

議案第2号の会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号から議案第6号までの令和元年度各種会計補正予算につきましては、予算執行状況を精査し、今後の執行見通しを踏まえ、各事務事業の所要経費について整理したものでございます。

続きまして、議案第7号から議案第11号までの令和2年度各種会計予算について御説明申し上げます。

一般会計につきましては、総額を24億5,904万6,000円とするもので、うち衛生費ごみ処理費におきましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業として3億5,514万円を計上しております。また、主要事業といたしまして、衛生費ではし尿処理施設及び一般廃棄物最終処分場の精密機能検査業務委託費、消防費には消防本部新庁舎建設基本構想策定業務委託費、富谷消防署女性隊員宿舎増設工事費、消防指令システムの部分更新事業費、高規格救急車更新事業を初めとする各事務事業の所要経費を計上しております。

介護認定審査会特別会計につきましては、審査委員40名による8合議体で審査判定をお願いするもので、総額を1,652万7,000円とするものでございます。

また、障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、審査委員10名の2合議体で審査判定をお願いするもので、総額を116万7,000円とするものでございます。

次に、病院事業会計でございますが、指定管理者による業務の予定量を1日平均患者数で一般病棟入院を62人、回復期病棟入院を43人、外来患者数を261人と見込んでおります。また、市町村負担金は、企業債償還金、指定管理者への運営交付金などの総額5億1,759万8,000円を計上しております。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を月平均の利用者数を72人とし、利用回数は420回を見込んでおります。

以上が各種会計予算の概要でございます。

次に、同意第1号につきましては、大郷町から推薦の教育委員会委員の辞職に伴いまして、新たに教育委員会委員の任命につきまして同意を求めるものでございます。

以上が今回提出いたしております議案の概要でございます。何とぞ慎重に御審議をいただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本会議途中に令和2年度黒川地域行政事務組一般会計予算主要事業につきまして、全員協議会の開催を予定させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます、挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第3 議案第1号 黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例

○議長（平渡高志君） 日2程第3、議案第1号黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第1号について御説明いたします。議案書1ページをごらん願ひます。

議案第1号黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

こちらは、平成29年5月、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設され、これまでの臨時非常勤職員の取り扱いが令和2年4月1日より会計年度任用職員へ移行することから、条例を新たに制定するものでございます。

それでは、議案書第1条（趣旨）でございます。地方自治法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに会計年度任用単純労務職員の給与の種類及び基準について定めるものでございます。

第2条の（定義）は、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の定義について定めるものでございます。

第3条の（会計年度任用の給与）は、給料等について規定するものでございます。

第4条から第18条までがフルタイムの会計年度任用職員についてとなります。

まず、第4条のフルタイム会計年度任用職員の給料につきましては、は、職員の給与に関する条例を準用する規定でございます。

第5条の職務の級は、職種ごとに複雑、困難及び責任の程度に基づき、10ページにございます別表の等級別基準表により任命権者が決定することを定める規定でございます。

2ページにまいりまして、第6条の号俸は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定することを定める規定でございます。

第7条は、給料の支給について、給与条例を準用する旨を規定するものでございまして、あわせまして、字句の読みかえ規定でございます。

第8条から3ページの第14条までは、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当につきまして、給与条例等を準用する旨を規定するものでございます。

4ページにまいりまして、第15条は、給与の端数処理の方法について規定するものでございます。

第16条の期末手当につきましては、任期が6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員について、給与条例を準用する規定でございます。

第17条の勤務1時間当たりの給与額の算出につきましては、1時間当たりの給与額の算定を規定するものでございます。

第18条は、給与の減額について、国民の休日や年末年始、当該休日にかわる代休日を除き、正規の勤務時間中に勤務しないときに1時間当たりの給与額を減額することを規定するものでございます。

次の第19条から第30条までがパートタイムの会計年度任用職員についてとなります。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の月額、日額、時間額を定める場合の計算方法を規定するものでございます。

第20条から7ページの第23条までが特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬について規定するものでございます。

7ページにまいりまして、第24条は報酬の端数処理の方法について規定するものでございます。

第25条の期末手当につきましては、任期が6カ月以上のパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当について規定するものでございます。

それでは、8ページにまいりまして、第26条の報酬の支給につきましては、報酬の支給期間や支給日を規定するものでございます。

第27条の1時間当たりの報酬額につきましては、先ほどの第21条から第23条に係るもので、月額、日額、時間額の報酬区分に応じた額の内容を規定するものでございます。

第28条は、報酬の減額について、国民の休日や年末年始、当該休日にかわる代休日を除きまして、正規の勤務時間中に勤務しないとき、1時間当たりの給与額を減額することを定めるものでございます。

第29条、通勤に係る費用弁償、第30条、公務のための旅行に係る費用弁償について支給する旨を規定するものでございます。

第31条は、給与からの控除について給与条例を準用する内容を規定するものでございます。

第32条は、会計年度任用単純労務職員の給与について定めるもので、基準については別に定めると規定するものでございます。

第33条につきましては、理事会が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について、任命権者が別に定めるとする規定でございます。

第34条の委任につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則に委任する旨を規定するものでございます。

続きまして、附則でございます。第1項の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

第2項の給料表の改定の効力時期の発生の特例につきましては、9ページから10ページにかけてとなりますが、第4条の規定により給与条例を準用する場合は、給与改定の効力発生時期について特例を設けるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第3、議案第1号黒川地域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4 議案第2号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長（平渡高志君） 日程第4、議案第2号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第2号について御説明いたします。議案書11ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表の1ページをあわせてごらん願います。

議案第2号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例でございます。

このことにつきましては、議案第1号で御説明いたしました会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、関係する9つの条例の整備を行うための条例でございます。

まず、第1条は、黒川地域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをごらん願います。

第3条の報告事項でございますが、報告の対象となる職員の規定に関する改正で、フルタイム会計年度任用職員を公表の対象に加えるものでございます。あわせまして、法改正による所要の改正を行うものでございます。

第4条につきましては、公表の時期を関係市町村と同様の11月末に改正するものでございます。

3ページにまいりまして、第2条となります。こちらは、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するもので、第3条休職の効果に第4項を加えまして、会計年度任用職員の休職期間を任命権者が定める期間の範囲内と定めるものでございます。

続きまして、4ページにまいりまして、第3条でございます。職員の懲戒手続、効果等に関する条例の一部を改正するもので、表内の第3条の減給の効果に会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で規定するパートタイム会計年度任用職員の報酬の範囲を追加するものでございます。

5ページにまいりまして、第4条でございます。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正するもので、第2条の職員派遣について、第2項第3号の地方公務員法引用条項の改正と文言の整理を行うものでございます。

6ページにまいりまして、第5条でございます。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するもので、こちらは第2条に第2項を加えまして、会計年度任用職員のサービスの宣誓につきましては、任命権者が別に定めることができるよう定めるものでございます。

7ページにまいりまして、第6条でございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもので、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改めるものでございます。

8ページにまいりまして、第7条でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、こちらは第7条第2項及び第8条第1項にパートタイム会計年度任用職員を除くことを追加するものでございます。

9ページにまいりまして、第8条でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、第22条につきましては、「臨時又は非常職員」を「会計年度任用職員」とし、会計年度任用職

員の給与について別に条例で定めるとするものでございます。

第2項及び第23条の2第4項につきまして、削るものでございます。

続きまして、10ページにまいりまして、第9条でございます。職員の旅費に関する条例の一部を改正するもので、こちらは第2条の用語の定義において対象となる一般職に属する職員の規定に関する改正で、再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員を対象に加えるものでございます。

それでは、議案書13ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、令和2年4月1日より施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第4、議案第2号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5 議案第3号 令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（平渡高志君） 日程第5、議案第3号令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） それでは、議案書14ページをお願いします。あわせて、令和元年度各種会計補正予算に関する説明書を御準備願います。

議案第3号令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条は、予算の規模を規定するもので、歳入歳出とも6,836万5,000円を減額し、補正後の予算額を22億6,719万2,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び補正後の金額につきましては、15ページ、16ページにご

ございます第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の追加の規定であり、その内容は17ページにございます第2表のとおり、25件を追加するものでございます。

引き続き、事項別明細書により主な補正内容について御説明申し上げますので、補正予算に関する説明書の1ページ、2ページをお願いいたします。

1ページ並びに2ページにつきましては、歳入歳出を総括したものでございます。

3ページをお願いします。

歳入について御説明します。

1款1項1目市町村負担金につきましては、4,651万6,000円を減額するものでございます。消防費につきましては、基準財政需要額の確定に伴い負担率を再計算し、追加負担並びに返還をするものでございます。ごみ処理費につきましては、後ほど担当課より御説明申し上げますが、事業費が減額となることから、負担額を減額し、返還とするものでございます。

続いて、2款1項1目衛生使用料、同じく、2項2目消防手数料につきましては、見込み額により増額計上とするものでございます。

3款1項1目衛生費国庫補助金につきましては、事業費の精査及び契約額により補正するものでございます。

なお、災害等廃棄物処理事業費補助金として87万1,000円を計上しておりますが、これにつきましては、この後業務課長より内容の詳細について御説明させていただきます。

続いて、4款県支出金並びに6款寄附金につきましては、金額の確定による計上でございます。

7款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、さきに専決並びに第2号補正予算で財源充当させていただいた額につきまして、各事業費の減額に伴い減額とさせていただくものでございます。

8款繰越金から10款組合債までは、金額の確定等によるものでございます。

5ページをお願いします。

9款3項1目雑入に災害廃棄物特別負担金として87万2,000円を計上しておりますが、これにつきましても、先ほどの国庫補助金とあわせて業務課長より御説明させていただきます。

以上が歳入補正の内容となります。

歳出につきましては、この後各部門より御説明申し上げますが、その前に、業務課長より歳入の補足説明をさせていただきます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、歳入予算の補足説明をさせていただきたいと思います。

議案説明資料、別冊の議案説明資料、議案第3号関係お開き願います。

それでは、補正予算説明資料で御説明させていただきたいと思います。こちらにつきましては、令和元年台風第19号における災害廃棄物処理に係る補正予算の説明でございます。

まず初めに、発生量、推計量でございますが、及び黒川地域行政事務組合での受け入れ予定量でございます。こちらは、1月末現在で各町村が推計したものの合計となっているものでございます。まず、当組合で受け入れられるものということで、通常一般的に家庭から排出される通常扱っている廃棄物を受け入れするものとしており、1から可燃ごみ、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、混合廃棄物、畳、柱等で、合わせて7,230トンが推計されているものでございます。この総量を当組合で受け入れるものとしております。

そのほか、稲わら、瓦れき等につきましては、3町村の稲わら、瓦れき、ほか、あと大郷町の畳、柱などについては、町村が別に受け入れ先を確保するものとしているもので、黒川地域内での廃棄物総量は2万4,306トンと推計されているものでございます。

このうち、受け入れ予定量の処理でございますが、焼却処理7,230トンのうち3,635トンを可燃ごみ、畳、木くずなどで焼却するものでございます。そのほか、粗大処理ということで、不燃ごみあるいは粗大ごみにつきましては、3,595トンを破碎し、燃えるものについては焼却するという処理を行うものでございます。

年度別処理予定量でございますが、今年度中には1,261トン进行处理する予定としており、令和2年度以降5,969トン进行处理することとしているものでございます。

2番として、災害廃棄物処理に係る経費の考え方でございますが、こちらにつきましては、環境省のほうから通知が出ておまして、災害廃棄物処理により通常より増加した経費が認められるとされております。いわゆる普通より掛かり増した分というものの経費が補助として認められるということで、黒川地域行政事務組合として積算したところ、薬品について1トン当たり1,260.4円、あと減価償却相当額も認められるということで、1トン当たり1,382円が算定されているものでございます。

この予定量に先ほどお示しました予定量1,261トンに増加経費を掛けまして、今年度必要とされる経費を174万3,000円ということで予算を組ませていただいたものでございます。

次に、処理事業経費の町村負担の基本的な考えでございますが、災害廃棄物処理に係ります経費の町村負担については、100%搬入実績割とさせていただいたものでございます。

この負担金につきましては、特別負担金、その他収入ということで、先ほど財政課長のほうからお話しさせていただいた雑入のほうで実績割でさせていただくということになります。この特別負担金によりまして、災害廃棄物の処理経費を精算するという考え方でございますので、災害廃棄物処理量につきましては、次年度以降の通常のごみ処理費の負担金算定に用いる、いわゆる実績割には算入しないというふうに定めたものでございます。

4番として、令和元年度の処理事業経費でございますが、災害廃棄物処理事業費補助金、こちらが50%見られていますので、87万1,000円の予算額でございます。

それから、災害廃棄物特別負担金として、実績割でございますので、大和町は約16%、大郷町が84%ということで、大和町が13万9,000円、大郷町が73万3,000円、合わせて87万2,000円の町村の特別負担金ということで、補正予算で計上させていただいているものでございます。

なお、過去における処理事業の特別負担金事例として、平成27年9月の関東東北豪雨災害時の災害処理量でございますが、そのときには、他圏域、仙台市様、それから宮城東部衛生処理組合様への委託経費等々が発生しております。こちらについて、特別負担金として町村が負担しまして、100%実績割とし、今回同様次年度の算定に用いる実績割には算入していないということでございます。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、説明書の6ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

2款総務費1項1目一般管理費でございますが、22万2,000円を追加し、9,051万5,000円とするもので、2節から4節の人件費につきましては、人事異動及び人事院勧告に準じました給与等の改定に伴い精査したものでございます。

次に、2目文書広報費につきましては、52万2,000円を減額し136万7,000円とするもので、執行残の減額をお願いするものでございます。

それから、3目財政管理費につきましては、各部門事務事業を精査し、各費目ごとに基金積み立てをするもので、3,439万1,000円を追加いたしまして3,441万1,000円にするものでございます。

なお、11ページから13ページまでの人件費補正の給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上が総務費でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 続きまして、衛生費について御説明申し上げます。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、先ほど総務費で御説明した考えと同様、精査したもので、399万2,000円を減額し、総額を2,803万3,000円かとするものでございます。

7ページごらん願います。

2目火葬場費につきましては、11節需用費の26万7,000円の増額につきましては、火葬用灯油の使用料見込み量を判断し、36万円を減額しております。一方、イノシシによります庭園の掘り起こし被害の修繕として62万7,000円を計上しているもので、こちらで差し引き26万7,000円の増ということで計上させていただいているものでございます。

12節役務費、14節使用料及び賃借料、15節工事請負費につきましては、事業執行の経費確定に伴う減額とし、火葬場費合計で2万円を減額し、総額を3,230万3,000円とするものでございます。

1項保健衛生費の合計としまして、計にありますとおり401万2,000円を減額し、総額を6,033万6,000円とするものでございます。

4款2項1目し尿処理費につきましては、11節需用費につきましては、燃料、薬品について使用見込み量を判断し、それぞれ増減の補正をしたもので、12節役務費以降につきましては、事業執行の経費確定に伴う減額とし、し尿処理費合計で617万9,000円を減額し、総額を5,641万9,000円とするものでございます。

2目ごみ処理費につきましては、人件費について、こちら職員給料、職員手当、共済費合わせまして364万円を減額するものでございます。7節賃金についても見込み額を精査し、減額し、11節需用費につきましても、燃料、薬品についてそれぞれ使用量を精査したものでございます。12節役務費の手数料につきましては、事業執行の経費確定に伴う減額でございます。

それから、農林業系廃棄物の本格焼却がなくなったことによる放射性セシウムの各種検査費用の減額、火災保険料については、建物災害共済の精査による増額でございます。

13節委託料につきましては、使用済み小型家電の搬入が予定より多くなっており、使用済み小型家電リサイクル運搬処理委託料を57万1,000円とするものでございます。

15節工事請負費及び27節公課費につきましては、事業執行の経費確定に伴う減額としまして、ごみ処理合計で1,234万2,000円を減額し、総額を2億9,947万8,000円とするものでございます。

8ページごらんください。

次に、3目ごみ焼却施設整備事業費につきましては、13節委託料でございますが、こちらにつき

ましては、各種委託、マテリアルリサイクル推進施設の発注支援業務及びマテリアルリサイクル推進建設に係る施工監理、さらには、旧ごみ焼却施設解体工事に係る施工監理及び15節工事費につきましては、マテリアルリサイクル推進建設、旧ごみ焼却施設解体工事の経費確定による減額とし、ごみ焼却施設整備事業費合計で6,945万5,000円を減額し、総額を2億9,646万2,000円とするものがございます。

4目最終処分場費につきましては、12節役務費、15節工事請負費につきまして、事業執行の総額確定に伴う減額とし、最終処分場費合計で314万8,000円を減額し、総額を4,029万8,000円とするものがございます。

2項清掃費の合計としまして、計にありますとおり、9,112万4,000円を減額し、総額を6億9,265万7,000円とするものがございます。

先ほどの合計の2ページに戻っていただきたいと思えます。

4款衛生費の総額としては9,513万6,000円を減額し、7億5,299万3,000円とする内容でございます。

以上が4款衛生費の補正内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） それでは、5款消防費について御説明申し上げます。

引き続き、説明書8ページをごらん願います。

1項1目常備消防費につきましては、3節消防職員手当の時間外手当160万円の増額は、昨年大衡村で開催されました宮城県9.1総合防災訓練と令和2年度開催予定の宮城県消防操法大会に向けた大和町消防団訓練指導が本年度からスタートしており、その人件費でございます。休日勤務手当35万円の増額につきましては、新天皇陛下即位礼に関する休日の取り扱いについて、当初不透明な部分があったので、補正による計上となったものがございます。また、10節交際費に関しましては、地域防災訓練時の煙体験コーナーにおいて転倒され、負傷されました方に加入保険により填補金が支払われたものですが、交際費から支出した形になっております。

9ページになりますが、その他事業経費がそれぞれ確定しましたので、減額をお願いするものがございます。

9ページになりますが、1目、2目合わせまして516万1,000円の減額補正をお願いするものがございます。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 引き続き、9ページごらん願います。

続きまして、教育費につきまして御説明申し上げます。

6款1項1目教育委員会費につきましては、人件費について総務費同様の考え方で、141万8,000円を減額し、総額を803万円とするものでございます。

10ページごらん願います。

6款3項1目適応指導教室費につきましては、黒川郡連合青年団よりけやき教室へ図書及び教材を購入していただくようにということで指定された寄附がございましたので、有効に活用させていただくため、11節需用費を2万5,000円増額し、教材等の充実を図るもので、総額を516万円とするものでございます。

以上が6款教育費の補正内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事田中孝幸君。

○財政課副参事（田中孝幸君） それでは、7款公債費1項1目元金、2目利子につきまして、衛生債並びに消防債の執行予定額の確定に伴い、整理を行ったものでございます。合計で76万6,000円の減額とするものです。

公債費、以上でございます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番和賀直義君。

○15番（和賀直義君） 7ページの火葬場費でイノシシによる修繕料と説明ございましたが、もう少しちょっと、イメージわからないので、もう少し詳しく説明していただきたいんですけども。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、お答えいたします。

浄斎場の回りに植栽、植木、芝生等々、あとのり面等々がございますが、こちらにイノシシ被害がございまして、掘り起こし被害で、例えて言うなら、畑のような感じで、広範囲にわたって被害があったということでございます。

これに伴いまして、まず、地元の大和町さんのほうに御相談しまして、早速わなを設置していただいたということがございます。その後、被害等はないんですけども、余りにも悲惨なありさまになっているところがございますので、庭園管理を委託している業者様に見積もっていただきまして、復旧作業をしていただくということでございます。

○議長（平渡高志君） 15番和賀直義君。

○15番（和賀直義君） 内容はわかりました。

それで、今後のこの対策に関して、わなをやったというのはわかったんですけども、それ以外に何か考えられることってあるんですか。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） こちら、今後の対策ということですが、わなを設置した以降は、被害が新たな掘り起こしあとは見つからないというところもございます。

あともう一つ、柵を設けるという案も出てはきたのですが、柵を設けるというよりも、また大きな被害ができれば次年度修繕するというような形のほうが適当ではないかという話が出ましたので、わなはそのまま、それから、柵等については特に設置しないということになっております。

○議長（平渡高志君） ほかにありませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 消防費でお伺いします。

まず、交際費のところ、ちょっとわかりにくかったので、もう一度お願いしたいのと、それから、消防施設費は結果減額というふうにはなっているんですけども、その辺の内容もう少し詳細に説明願います。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） ただいまの消防交際費についてのまず質問でございますが、地域防災訓練におきまして、煙が充満した室内で当初、要所要所に安全管理員を配置し、実施しておったわけでございますが、配置した机を手すり代わりに前進していくわけですが、参加者がその机の途切れた部分で支えを失いまして転倒し、安全管理者がすぐに対応できなかったものでございまして、今後の対策として、参加者全員により一層の注意喚起を行うとともに、体験コーナー室内には障害物を排除するなど、より簡単なコースで訓練を行うなど、安全管理員をさらに増員し、特に、高齢の方々には参加を見合わせていただくことも考えて、消防署長名にて訓練指導における安全管理については再度通知し、徹底を図ったところでございます。

その消防本部で加入している保険金が見舞金を支払われたわけですが、交際費のほうからということで、その保険金の支出する節の指導が財政課のほうからございましたので、交際費に繰り入れて歳出したという形でございます。

18節の消防施設費に関しましては、執行費の残額の分となっております。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） 7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 最初の説明も煙の訓練のときにというふうなことあったんですけども、その後の考え方の中で、今までそういう体験はやってきたわけですね。けがをした方がいて、今後体験を見合わせるといふか、高齢の方にはというふうな考え方はどうなのかなと。それは、やはりそういったことを経験することによって、いざというときに身を守るというふうな、そのための訓練といふか、体験コーナーですので、体験する際のけがを防止するとか、そちらにもう少し力を入れて、こういった訓練、体験などはなくさないように考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） ただいま意見のございまして、できるだけ参加することに意義があるわけでございまして、高齢の方々にもその訓練の事前でできるだけ現在の状況を把握しまして、こちらとしても訓練の施設をより簡素なものにして、障害物等々をできるだけ外して、訓練の内容によってはそれだけまだ元気な方で、血気盛んな方々には少しそれなりの施設として訓練を実施するなど、そのときそのときで対応してまいりたいと思います。

○議長（平渡高志君） いいですか。ほかにございせんか。13番渡辺良雄君。

○13番（渡辺良雄君） 1点お伺いします。

台風19号における災害廃棄物処理に関してですけれども、令和元年度1,261トンで、令和2年度以降5,969トンということですが、これは以降ということですが、大体完了見積もりはいつごろになっているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 令和2年度末を目標とはしております。

ただ、こちらにつきまして、1,261トン、令和元年度の1,261トンの予定につきましては、可燃物を中心に処理しておりましたので、あと残り5,900トンということで、数字的には大きくはなりませんが、令和2年度中にはという目標ではありますが、というところで、2年度以内でということ目標にしております。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございせんか。よろしいですか。（「なし」の声あり） それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより、日程第5、議案第3号令和元年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩に入ります。会議の再開は11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

日程第6 議案第4号 令和元年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正
予算（第1号）

○議長（平渡高志君） 日程第6、議案第4号令和元年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別
会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 議案書18ページをお願いいたします。

令和元年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について御説明申
上げます。

第1条は、予算の規模を規定するもので、歳入歳出ともに399万7,000円を減額し、補正後の予算
額を1,532万8,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び補正後の金額につきましては、19ページにございます第1
表のとおりでございます。

引き続き、事項別明細書により補正内容について御説明しますので、補正予算に関する説明書の
17ページをお願いいたします。

17ページにつきましては、歳入と歳出を総括したものでございます。

続いて、18ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目市町村負担金につきましては、435万4,000円を減額し、各市
町村へ返還とさせていただくものでございます。

2款繰越金、3款諸収入につきましては、金額の確定による計上でございます。

続いて19ページ、歳出でございますが、1節報酬から9節旅費まで費目ごとに精査を行い、総額で399万7,000円を減額とするものでございます。

以上が補正の内容となります。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第6、議案第4号令和元年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7 議案第5号 令和元年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（平渡高志君） 日程第7、議案第5号令和元年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） それでは、議案書20ページをお願いいたします。

令和元年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、予算の規模を規定するものであり、歳入歳出ともに2万1,000円を減額し、補正後の予算額を114万2,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び補正後の金額につきましては、21ページにございます第1表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書の23ページをお開き願います。

23ページにつきましては、歳入歳出を総括したものでございます。

続いて、24ページ申し上げます。

歳入でございます。1款1項1目市町村負担金につきましては、4万9,000円を減額し、各市町村へ返還させていただくものでございます。

2款繰越金につきましては、金額の確定による計上でございます。

続いて、歳出でございますが、1節報酬、9節旅費についてそれぞれ減額を行うものでございます。

以上が1号補正の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 補正で減額補正となっているんですけれども、黒川地域内での障害認定、こういった傾向にあるのか、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 障害者の人数ということでよろしいでしょうか。人数につきましては、ここ数年につきましては、審査件数につきまして、昨年150ですが、28、29、30と、それぞれ28年度は96、29が122、30年度が150件という審査件数の推移となっております。

ただ、こちらにつきましては、障害支援区分認定審査そのものが最大36カ月という審査になっておりますので、初年度の3年ごとに膨れ上がるという傾向はあります。

来年度見込みは、ことしよりは当初予算で御説明させていただくんですけれども、来年度につきましては、今年度よりは人数は減るだろうというような推測はしているところでございます。

○議長（平渡高志君） 7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 最近発達障害というんですか、そういった方を耳にする機会がふえておりまして、ただ、なかなか認定されないとか、親御さんがそれを受け入れないというふうなこともあって、なかなか解決に至らないというふうなところも伺っているので、その傾向的にどんなかなというところでお伺いしたわけです。

3年区切りというところで、3年前多ければ3年後、ことし多いとか、2年前だと来年が少ないとかというふうな傾向あるんでしょうけれども、その中でも、今の状況的にどんな感じかということとわかっているらば。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 先ほど3年ごとに多くなるとは言ったものでございますけれども、全体的には徐々にふえているという傾向が見受けられます。

その中でも3年ごとに飛び抜けているというところがございます。

障害支援区分認定審査会につきましては、18歳以上の障害者についての支援をする法律でございますので、そのお子様が成人というか、18歳以上になれば、こちらの審査にかかることはあります

けれども、そのような傾向でだんだんとふえているという状況ではあります。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第7、議案第5号令和元年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）を採決をします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第8 議案第6号 令和元年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（平渡高志君） 日程第8、議案第6号令和元年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、令和元年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書22ページごらん願います。

このことにつきましては、第2条で令和元年度黒川行政事務組合病院事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入でございます。第1款病院事業収益におきまして2,111万3,000円を減額し、補正後の予定額を31億557万8,000円とするものでございます。

次に、支出ですが、第1款病院事業費用において2,058万6,000円を減額し、32億8,202万2,000円を予定額とするものでございます。

次に、第3条につきましては、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入において561万4,000円を減額し、補正後の予定額を4億24万円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出におきまして同額の561万4,000円を減額し、補

正後の予定額を4億24万円とするものでございます。

23 ページごらん願いたいと思います。

第4条では予算8条に定めました関係市町村からの補助を受ける金額について、収益的収入を312万円減額するものでございます。

また、資本的収入につきましては、121万4,000円を減額するものでございます。

市町村ごとの補正額につきましては、こちらの表を御確認願いたいと思います。

議案書については、以上でございます。

詳しくは、別冊にあります補正予算に関する説明書にて御説明申し上げます。

説明書の26ページお開き願います。

このページの補正予算実施計画には、先ほど御説明しました収益的収入及び支出についてまとめたものでございますけれども、詳細につきましては、次のページの27ページ、補正予算人事明細書で御説明させていただきたいと思います。

まず、1款病院事業収益であります2項医業外収益につきまして、2,111万3,000円を減額するものでございます。内訳でございますが、2目の他会計負担金について、一般会計と同様の考え方でございますが、組合の担当職員の人件費につきまして補正するものでございまして、原資であります市町村負担金を減額するものでございます。

5目その他の医業外収益につきましては、宮城県からの派遣医師に係る給与分相当額について、当初予算では指定管理者より負担することとしていたしましたが、こちらの派遣医師がなくなったということで、総額で1,740万3,000円を減額するものでございます。

7目の長期前受金戻入益につきましては、昨年度整備しました補助金で整備したスプリンクラー及び一部指定管理者で負担していただいている電子カルテについての資産額及び減価償却額が今年度になりまして確定したことにより精査したものでございます。

次に、下段の表、支出でございます。

1項1目給与費につきましては、収入の部でも御説明しましたが、県からの派遣医師の廃止に係る医師1名分と組合の担当1人の人件費に係る補正で、合わせまして2,173万7,000円の減額でございます。

2目経費につきましては、事業執行の確定と今後の医療機器の設備、医療機器や設備に係る修繕の見通しを踏まえまして127万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、4目減価償却費につきましては、精査の上6万3,000円の減額を予定するものでござい

す。

2項医業外費用の1目の支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、5万7,000円の減額補正を予定するもので、リース資産の利息分を精査したものでございます。

次のページでお願いします。

次に、資本的収入及び支出でございます。

まず、上段の収入でございますが、1款1項関係市町村負担金につきましては、下段の支出における所要額の確定を受けまして、関係する市町村負担金121万4,000円を減額し、2項の企業債を440万円減額するものでございます。

次に、下段の支出でございますが、こちらにつきましても、医療機器購入の事業額が確定したということで、442万2,000円の減額をお願いするものでございます。

3項のリース資産購入費につきましては、今年度新たにリースにより購入した医療機器はありませんでしたので、元金償還額について119万2,000円を減額する内容となっているものでございます。

以上が病院事業会計補正予算の内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第8、議案第6号令和元年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、本会議を一時休会し、議会全員協議会を開催をいたします。

午前11時25分 休会

午前11時55分 再開

○議長（平渡高志君） 本会議を再開いたしますが、これより昼の休憩に入ります。会議の再開は、午後1時からとなります。

午後1時00分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第9 議案第7号 令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第9、議案第7号令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課副参事田中孝幸君。

○財政課副参事（田中孝幸君） それでは、議案書24ページをお開き願います。

議案第7号令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計予算でございます。

第1条は予算の規模を規定するもので、歳入歳出それぞれ24億5,604万6,000円を定めるものでございます。

第2項の歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、25ページの第1表によるものでございます。

続いて、第2条は債務負担行為を定めるもので、27ページの第2表に事項、期間、限度額を記載してございます。

次に、第3条は地方債で、令和2年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を27ページの第3表に定めてございます。

第4条は一時借入金でございまして、最高額を4億円と定めるものでございます。

第5条につきましては、歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を第1号のとおり定めるもので、各項に計上した人件費に過不足が生じた場合に、同一款内の各項間で流用できるとするものでございます。

それでは、27ページをお開き願います。

第2表債務負担行為となっております。令和2年度に設定できます債務負担行為となります。サーバー及び事務所等パソコン更新賃貸借でございます。期間は、3年度から7年度まで。限度額は2,641万5,000円でございます。

次の第3表地方債につきましては、令和2年度に起こすことができます地方債となります。起債の目的、限度額につきましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業としまして1億4,000万円、消防債としまして、資機材搬送車更新と高規格救急車更新事業、5,550万円、合計1億9,550万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでござ

います。

それでは、別冊の令和2年度各種会計予算に関する説明書で引き続き説明させていただきます。説明書の1ページをお開きください。

こちらは一般会計の事項別明細の総括となります。前年度と比較しまして1億3,015万6,000円の増となっております。詳細につきましては、次の3ページから御説明いたします。

3ページは歳入でございます。3ページお開きください。

まず、1款分担金及び負担金1項1目市町村につきましては、本年度は21億7,000万6,000円となるものでございます。前年度と比較しまして7,974万円の増となり、こちらの増の要因としましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業、黒川消防本部庁舎建設基本構想策定事業、富谷消防署女子隊員宿舍増設工事などに係る経費が主な増額要因となっております。市町村ごとの負担金額につきましては、下段の市町村負担金調書に記載のとおりでございます。

それでは、4ページをお開き願います。

2款の使用料及び手数料1項使用料の1目衛生使用料につきましては本年度600万円の計上で、黒川浄斎場の使用料となります。

2目総務使用料につきましては24万6,000円の計上となり、土地及び施設の使用料であり、内訳につきましては記載のとおりとなっております。

次に、2款2項手数料の1目衛生手数料につきましては443万円の計上で、こちらは環境衛生センターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処分手数料等でございます。

2目消防手数料につきましては205万円の計上で、こちらは危険物施設等許可申請に係る消防事務の手数料でございます。

次に、3款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金につきましては、5,037万4,000円の計上でございます。前年度と比較しまして5,165万9,000円の減となります。こちらの要因としましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金の減によるものでございます。次の廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金につきましては、放射性物質の測定経費に係る補助金となっております。

次に、4款県支出金1項1目の消防費県委託金につきましては、宮城県からの移譲事務交付金といたしまして1万円を計上しております。

同じく、2項1目の消防費県負担金につきましては、消防学校に職員を派遣しておりますことによる宮城県からの負担金といたしまして620万円を計上しております。

続いて、5 ページにまいりまして、3 項 1 目の県補助金につきましては、東京オリンピック消防・救急体制整備費といたしまして606万5,000円を計上しております。これにつきましては、東京オリンピック時に利府町で開催される予定でありますサッカー競技会場の消防・救急体制の整備に充てるものでございます。

次に、5 款財産収入 1 項 1 目の財産貸付収入につきましては1万4,000円の計上で、土地の貸付収入であり、詳細は記載のとおりでございます。

2 目利子及び配当金につきましては、財政調整基金に係ります利子といたしまして2万円を計上しております。

次に、6 款寄附金 1 項 1 目教育費寄附金につきましては、黒川けやき教室の教材整備に係る寄附金といたしまして1,000円を計上しております。

続きまして、7 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、416万9,000円を財政調整基金より取り崩して繰り入れするものでございまして、こちらは令和2年度の消防車両2台分の更新事業に自主財源として充当するものでございます。

次に、8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、科目ごとの繰越見込み額で109万円を繰越額とするもので、内訳は記載のとおりでございます。

次に、6 ページをお開き願います。

9 款諸収入 1 項 1 目組合預金利子につきましては、歳計現金預金利子としまして1万円の計上でございます。

同じく 2 項 1 目の消防費受託事業収入につきましては239万2,000円の計上で、こちらは高速道路救急業務支弁金でございます。

続いて、3 項 1 目の雑入につきましては1,046万9,000円の計上で、こちらの主な収入といたしましては、環境管理センターに係る再資源売払代及び再商品化に係る配分金でありまして、その他の内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、10 款組合債 1 項 1 目衛生債が1億4,000万円、2 目消防債が5,550万円の計上で、先ほど議案書の第3表地方債で御説明しましたとおり、マテリアルリサイクル推進施設及び消防車両2台分の更新に係るものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

歳出については、各部門より説明いたします。

○議長（平渡高志君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、7ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明申し上げます。

初めに、1款議会費でございます。議会運営に要します経費といたしまして、前年度と比較しまして2万8,000円増の251万3,000円の計上でございます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございます。前年と比較しまして1,007万6,000円の増でございます。増加の要因といたしましては、人件費におきまして、前年度より1人増での計上、それから、財務会計システム等のサーバー及び事務所クライアントパソコンの更新経費計上によるものでございます。

それでは、1節報酬につきましては、理事会4名、情報公開、個人情報保護審査会委員5名の報酬でございます。

2節給料から3節職員手当等、4節の共済費までが特別職1人、一般職、こちらは前年度から1名ふえまして10人の人件費としまして7,348万2,000円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

まず、10節需用費につきましては、事務消耗品、庁舎維持に係る燃料費、光熱水費、公用車1台に係る燃料費、車検経費でございます。

11節役務費につきましては、電話料、健康診断料、火災保険料及び自動車保険料、公用車1台に係る車検手数料の計上でございます。

12節委託料につきましては、サーバー及びパソコン、各種電算システム、庁舎の維持管理に係る保守委託経費が主なものでございます。

9ページにまいりまして、13節使用料及び賃借料につきましては、サーバー及びパソコンの賃借料、例規関係のシステム使用料の経費が主なものでございます。サーバー及び事務所設置のパソコンにつきまして、令和2年度に更新を計画しております。

17節備品購入費につきましては、給与電算業務における個人番号システム用のパソコンの購入、あわせまして、個人番号システムの導入に伴う経費を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、職員の研修に係る経費を計上しております。

26節公課費につきましては、公用車1台に係る自動車重量税を計上しております。

次に、2目の文書広報費につきましては、年4回の広報誌の発行に要する経費としまして、前年度と比較しまして10万3,000円増の199万2,000円を計上しております。3目の財政管理費につきましては、財政調整基金の利子積み立てでございます。

10ページにまいりまして、4目公平委員会費には、県人事委員会への経費の計上でございます。

最後に、2款2項1目監査委員費としまして、監査に要する経費を計上しておりまして、前年と同額の35万5,000円となるものでございます。

なお、24ページから33ページまでの給与費明細書でございますが、こちらは説明を省略させていただきますので、後ほど御確認になっていただければと思います。

以上が議会費と総務費でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 引き続き、10ページごらん願います。

3款民生費でございます。こちらにつきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でありまして、年3回の開催を予定し、委員に対します報償金、その他事務経費で、予算額8万円、前年度と同額の計上でございます。

次に、衛生費でございますが、まず、4款1項1目保健衛生総務費につきましては、業務課の衛生部門に係る経費で、前年度と比較しまして308万8,000円の減の2,893万7,000円の計上でございます。職員の給与の動きが減少の主な原因となっているものでございます。

まず、こちらの右側にありますとおり、業務課の衛生部門担当4人に係る人件費及び10節需用費につきましては、公用車2台に係る燃料費、車検、車両修繕料及びコピー料でございます。11ページの11節役務費につきましては、電話料、郵便料、健康診断料、自動車損害保険料でございます。

11ページ、下のほうになります。2目火葬場費につきましては、火葬場の管理運営に要する経費でありまして、前年度と比較しまして711万1,000円増の3,943万4,000円の計上でございます。火葬業務につきましては民間に委託しておりますので、人件費の計上はございません。10節需用費につきましては、火葬用の消耗品、灯油、電気及び施設の維持管理を行う修繕料でございます。

次のページお開きください。

12節委託料につきましては、火葬業務委託を初めとする各種業務委託料でございます。14節工事請負費につきましては、計画的な保守のための火葬炉の整備工事として、470万8,000円を計上しているものでございます。

17節備品購入費でございますが、こちらにつきましては、庁用器具費として、和室待合室、こちらについて1室分に和室用のテーブル、椅子を購入するものでございます。機械器具費につきましては、ひつぎ等の移動運搬装置を購入し、ひつぎ移動時に係る安全確保及び昨今の家族葬などがふえる中でのひつぎのかつぎ手不足に対処するものでございます。

引き続き、12ページでございますが、12ページ下段に項の合計がございます。保健衛生費、計としまして、前年度より402万3,000円増の6,837万1,000円の計上でございます。

次に、2項清掃費でございます。1目し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費で、前年度と比較して101万9,000円増の6,361万7,000円の計上でございます。

施設管理につきましては、民間に委託しておりますので、こちらにつきましても人件費の計上はございません。

主な施設の管理、維持経費について御説明申し上げます。

10節需用費でございますが、こちらにつきましては、脱水汚泥焼却用のA重油、それから電気料、し尿処理に使用します薬品代でございます。11節役務費につきましては、環境監視をするために必要なダイオキシン測定、ばい煙測定などの各種検査手数料の計上でございます。12節の委託料につきましては、し尿処理施設管理業務委託を初めとする毎年経常的に必要な各種委託料に加え、新たな事業として精密機能検査業務委託を追加したものでございます。14節の工事請負費につきましては、計画的な各施設整備工事費の計上であり、2年度につきましては2,065万8,000円を計上しているものでございます。

次に、2目ごみ処理費につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などの各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費で、前年度と比較しまして3,087万3,000円増の3億4,269万3,000円の計上でございます。2年度から会計年度任用職員の制度改正によりまして、10時から16時まで勤務します、いわゆる手選別作業員7名の業務補助員を雇用する賃金が1節報酬に変更になっているものでございます。環境管理センター勤務職員12人に係る人件費につきましては、右枠内の説明の欄にありますとおり、7,939万8,000円の計上でございます。

14ページごらん願います。

こちらにつきましては、13ページの続きですが、各種手当の中で会計年度任用職員期末手当、こちらについて会計年度任用職員制度導入に当たりまして期末手当も支給されるという形になります。

8節の旅費の特別旅費につきましては、職員研修として廃棄物処理施設技術管理者講習の経費でございます。10節需用費につきましては、焼却炉の消耗品、燃料、薬品等の経費、それから粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などの各種施設運転に要する電気料、各施設の修繕料でございます。11節役務費につきましては、ダイオキシン、ばい煙、放射性セシウムなどの各種点検検査手数料及び火災保険料などを計上しているものでございます。12節委託料に

つきましては、焼却炉について運転管理委託を初め、瓶などの再商品化委託料でございます。

次のページにかかりますが、こちら、焼却施設点検及び清掃業務等の各種委託料でございますが、こちらにつきまして、焼却施設の瑕疵期間が完成後2年とされておりますので、いよいよ令和2年度から組合負担で全て点検、調整を行うということになっております。委託料が総額で1億1,707万9,000円を計上しているものでございます。14節の工事請負費につきましては、計画的な各種整備工事の計上でございます。

なお、焼却施設については、先ほど2年間について瑕疵期間終了ということですが、終了直後というところもあり、計画的な補修工事についてはございません。18節負担金、補助及び交付金につきましては、地元大和町吉田金取北地区の方々と組織している環境管理センター周辺対策協議会負担金と、先ほど上記で説明いたしました廃棄物処理施設技術管理者講習負担金が主なものでございます。

続きまして、3目ごみ焼却施設整備事業費でございます。前年と比較しますと1,077万7,000円減の3億5,514万円の計上でございます。2年度につきましては、マテリアルリサイクル推進整備事業の最終年度ということになっておりまして、ペットボトル減容施設、ストックヤード、管理棟を集約して整備し、令和3年4月より共用開始する予定でございます。

7節報償費でございますが、こちらにつきましては、落成式の記念品購入を予定しているものでございます。

8節旅費につきましては、整備事業の中、ペットボトル減容機器などの完成検査について工場検査を実施する予定でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、解体工事のもとで旧ペットボトル減容施設を仮設で移設し、現在稼働しているところでございますが、解体工事が全て終了しましても新たな施設が完成するまで仮設をそのまま続け、1年間作業することになりますので、解体工事請負者にかわりまして組合が賃借し、そのまま資機材を引き続き組合として賃借するものでございます。14節工事請負費につきましては、令和元年から2カ年事業の2年目となっている建設工事について引き続き工事を行うものでございます。17節備品購入費につきましては、新たな施設で使用する机、椅子、ロッカーなどの庁用器具の購入経費でございます。

15ページの最後になりますが、4目最終処分場費につきましては、最終処分場の管理運営に要する経費で、前年対比1,268万2,000円の増の5,612万8,000円の計上でございます。

次のページお開き願います。

こちらについても施設管理について人件費はございません。

10節の需用費でございますが、環境衛生センターと同じように24時間年間を通して稼働しておりますので、これに要する電気代、水処理施設に使用する薬品、消耗品などがございます。11節役務費につきましては、水質検査などの検査手数料の計上でございます。12節の委託料につきましては、水槽車運転管理及び埋め立て物の覆土整地などの最終処分場維持管理業務などを初めとする、毎年経常的に必要な各種業務委託料に加え、先ほど御説明した精密機能検査業務委託を追加したものでございます。14節工事請負費につきましては、計画的な整備工事及び新規工事として、埋立地搬入路雨水対策側溝設置工事の経費でございます。17節備品購入費でございますが、こちらにつきましては、浸出水処理水運搬用のタンクローリーについて、中古車両を購入しながら運搬作業しておりますが、経年劣化等がございまして、維持が困難になったため、再び中古車両を購入するものでございます。

16ページが一番下のほうでございますが、項の合計がございます。清掃費計として、前年度対比3,379万7,000円増の8億1,757万8,000円の計上でございます。

以上までが4款衛生費でございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） 続きまして、5款消防費について御説明申し上げます。

説明書17ページをごらん願います。

1項1目常備消防費につきましては、前年度と比較しまして6,590万5,000円増の11億9,099万2,000円の計上でございます。2節から4節までは、消防職員145人にかかる人件費でございます。8節旅費につきましては、職員の各種研修会等に要します普通旅費と消防学校入校や救急救命士の養成などに要します特別旅費といたしまして361万円を計上しております。10節需用費につきましては、現場活動に必要な被服費、各種消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、総務警防関係の修繕及び薬品費などの経費でございます。

続きまして、18ページ、11節役務費につきましては、電話料などの通信運搬費、電気工作物点検などの各種点検検査手数料、健康診断などがございます。

続きまして、12節委託料につきましては、例年の予算のほかに消防本部庁舎建設基本構想策定業務委託及び富谷消防署女子隊員宿舎増設設計業務委託などを計上してございます。続きまして、13節使用料及び賃借料につきましては、印刷機の賃借料や当直勤務者用寝具の賃借料、東北救助指導会のバスの借り上げ料などになります。

続きまして、19ページをごらん願います。

14節工事請負費につきましては、大郷出張所開設の平成15年以来使用してきました灯油燃料式によるヒートポンプエアコンのたび重なる修繕とメーカーによる在庫部品がなくなったことから、電気式に全面的に変更するための工事費用、また、4カ年計画での大郷出張所庁舎改修工事の3年目の管理棟の屋根塗装工事、さらに、富谷消防署の女子隊員宿舎増設工事などであります。

続きまして、17節備品購入費につきましては、事務用椅子などの庁用器具、警防・救急・救助備品の機械器具などの計画的な更新費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、全国消防長会等の負担金、宮城県消防学校、救急救命士を含む各種研修負担金などを計上してございます。

続きまして、20ページをごらん願います。

2目消防施設費につきましては、通信設備費や公用車管理費の予算となりますが、前年度と比較しまして2,567万6,000円増の1億3,250万5,000円の計上でございます。増額の要因としましては、資機材搬送者の更新や来年度から始まる消防指令システムの部分更新、賃貸借に要する経費などがございます。主な通信設備、車両の管理費について御説明申し上げます。10節需用費につきましては、消防車両28台分の燃料費、通信設備、車両等の修繕料でございます。11節役務費につきましては、新規事業でございます三者間同時通話多言語対応利用料及びNet119救急通報システム基本料となります。また、筆耕翻訳料としまして、Net119登録説明会における手話通話及び要約筆記料などを計上してございます。続きまして、12節委託料につきましては、消防救急デジタル無線及び消防指令システム保守点検業務委託などの各種委託料でございます。また、11節と同様に、三者間同時通話の初期設定業務委託及びNet119通報システムの登録説明会業務委託、通報受付端末初期設定業務委託などの初年度のみの費用を計上してございます。

次に、13節使用料及び賃借料につきましては、消防指令システムの消防救急デジタル無線設備、各種ネットワーク機器の更新を一昨年度行い、5カ年のリース契約を締結したものでありまして、3年目となるものでございます。また、新規事業となります消防指令システム部分更新賃貸借でございますが、期間は60カ月の5年を計画しておりまして、総額1億3,846万8,000円の令和2年度予算につきましては、令和3年の1月から3月分までの3カ月分で761万6,000円を計上してございます。

17節の備品購入費の主な計上につきましては、配置から29年経過しました資機材搬送1号車の更新費用としまして1,969万6,000円を計上してございます。また、富谷消防署配置の救急2号車については、平成27年度の豪雨により当本部救急車が浸水した際に仙台消防局より譲渡していただきま

した車両が登録から13年経過し、走行キロ数17万キロを超えたことから、過去2年間の整備費も増大してきており、更新するものでございます。また、ボートトレーラーの購入ですが、富谷消防署に配置するウレタン製ボートについて、これまで二次的な出場用として民間キャリアカーによる搬送にて対応してまいりましたが、昨年の豪雨災害時に署所が孤立し、各署所単独で迅速に出場する必要があることから、現有の富谷市資機車両に連結し、搬送するための運搬用トレーラーの費用計上となります。

27節公課費につきましては、車検17台分の自動車重量税としまして94万8,000円を計上しております。

以上、2目消防施設費であります。

5款消防費は、前年度対比9,158万1,000円増の13億2,349万7,000円をお願いするものでございます。

以上が消防費でございます。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 引き続き、20ページの一番下の行から21ページにかけてごらん願います。

6款教育費でございますが、まず、6款1項1目教育総務費につきましては、教育委員会の運営に係る経費でございまして、前年度と比較しますと124万7,000円減の820万1,000円の計上でございます。職員の給与の動きが主な要因となっております。1人に係る人件費及び教育長、教育委員報酬につきましては、右枠内の説明の人件費の欄にあるとおり、788万7,000円の計上となっております。そのほか、教育委員会運営費につきましては、消耗品及び電話料等になっているものでございます。

21ページの2項社会教育費につきましては、視聴覚教材センターを運営する経費でございまして、前年度と比較して3万2,000円減の4万3,000円の計上でございます。こちらにつきましては、現状保有している教材、機材の貸し出し業務を行うものでございます。

3項適応指導教室につきましては、けやき教室を運営する経費でございまして、前年度と比較しまして121万9,000円増の635万4,000円の計上でございます。指導員の賃金につきましては、先ほどお話がありましたとおり、2年度より会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、月額はそのままでございますが、社会保険料及び期末手当等の増額となっているものでございます。7節報償費につきましては、ボランティア講師に対する謝礼として計上しているものでございます。

次のページ、22ページお開き願います。

需用費、役務費につきましては、各費目実績に基づき積算しているものでございます。17節、最

後の備品購入費でございますが、こちらにつきましては、OSのサポート終了にかかりまして、事務処理用のパソコンを購入するものでございます。

以上、教育費の予算要求となっているものでございます。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事田中孝幸君。

○財政課副参事（田中孝幸君） それでは、22ページ、7款公債費について御説明申し上げます。

1項公債費1目元金は1億2,759万6,000円、2目利子につきましては258万3,000円の計上で、公債費の元金利子を合わせた償還総額は1億3,017万9,000円でございます。償還件数につきましては、衛生債が9件、消防債が8件でございます。

次に、8款予備費でございますが、予備費につきましては、前年度同額の10万円の計上となっております。

それでは、34ページをお開き願います。

こちらは、36ページまでが債務負担行為の一覧でございます。事項、限度額、支出予定額につきましては記載のとおりとなっております。

次に、37ページをお開きください。

地方債の調書となります。各見込み額等は記載のとおりとなっております。

以上が一般会計歳入歳出予算の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番渡辺良雄君。

○13番（渡辺良雄君） 1点、17ページの消防費についてお尋ねをいたします。

先ほど全協で御説明いただいたんですけれども、常日ごろ消防本部長以下消防署の皆さんの御勤務のおかげで私たち枕を高くして寝れているわけなんですけれども、先ほどの全協の御説明で、あの図面を見てえーと思ったのが正直な感想です。

約2,000万円弱ということなんですけれども、個人の住宅で土地代引いて考えたときに、この設計図ぐらいしかできないのかなという1つの疑問を持ちました。土地代引いて2,000万円という結構な住宅建つのに、なぜこれくらいなのかなという疑問が1つです。

それから、せっかくなつくられるこの女子隊員の宿舎ということで、先ほども意見が出ましたけれども、屋根の形状ですとか、トイレの入り方ですとか、それから、そのほかについてももう少し検討できないのかどうか、この辺をお尋ねをいたします。

○議長（平渡高志君） 消防本部総務課長跡部信一君。

○消防本部総務課長（跡部信一君） いろいろ検討して、初期の段階であのような形で進めさせてい

ただきましたけれども、きょう皆様の御意見を頂戴しまして、なお検討して、さらによりよいものになるように進めてまいりたいと思います。

来年の予算なので、この中で建物構造なり、回りの外壁等々、あと屋根の形状、女子職員が冷暖房等々で防寒対策とか、寒くならないように、そのように検討させていただきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） ただいまの総務課長の答弁に補足したいんですけども、実際には設備だけといいますか、配置図だけではそのぐらいの金額とは大分差があるように見受けられるんですけども、実際に下水道だったり電気設備だったり、あとは女子隊員の宿舎でございますので、カメラ等といいますか、実際に外部からの警戒するものを設置したりとか、その辺まで考慮しているものですから、そのほかの設備についても多少かかるのかということで、その金額を計上してございます。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかに。5番犬飼克子さん。

○5番（犬飼克子君） 20ページのNet 119緊急通報システムについてお聞きしたいんですが、これは聴覚障害をお持ちの方の緊急通報システムだと思うんですが、ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） ただいまの質問でございますが、Net 119緊急通報システムについて御説明いたします。聴覚、言語機能障害の方がスマホ等から専用アプリを使用し、より早く簡単に緊急通報するシステムでございます。その設備を設置したときの筆耕翻訳料とかを計上してございます。

なお、その説明会等々を実施し、国からの令和2年度までの要請もございまして、設備を設置するものでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 5番犬飼克子さん。

○5番（犬飼克子君） 令和2年度までの要請ということなんですが、具体的にいつごろからできるようになるかお聞きいたします。

○議長（平渡高志君） 指令課長堀籠和幸君。

○消防本部指令課長（堀籠和幸君） いつごろから運用開始になるかということですが、4月以降に契約を行いまして、5月ごろにその説明会、登録説明会を行いまして、本格運用となるのは6月以降となる見込みで、今現在調整中でございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 5番犬飼克子さん。

○5番（犬飼克子君） それでは、この各市町村に運用になりましたらば、しっかり通達をお願いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 指令課長堀籠和幸君。

○消防本部指令課長（堀籠和幸君） 事前に各市町村役場に回りまして、該当者がどのぐらいいるかということをおおよそ把握いたしましたので、そのときに実際に行うときにパンフレットなりなんなりを市町村の方にお願ひして発送していただくという手配になっておりますので、そこはしっかりと対応していきたいと思ひます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませぬか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） まず、東京オリンピック消防・救急体制費の使い道、その辺をお伺ひしたい。

それから、視聴覚教材センター運営費ですけれども、実績的にどうなのか。年々予算が低くなつて、実績もないんじゃないかなというふうにお思ひているんですけれども、その内容。

それから、けやき教室の現状、説明願ひます。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） 1問目の質問にお答えいたします。

先ほどの予算に関しましては、東京2020オリンピック競技大会の警戒についてでございまして、装備、テロ行為に対する装備費につきましては、450万円。また、人件費、時間外手当等につきまして153万円、登録車両に係る燃料費3万5,000円などを計上してございまして。

なお、国からの助成がございまして。以上です。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 視聴覚教材センターにつきましては、今年度につきまして、消耗品ということで、こちらについてプロジェクターの消耗品を購入し、現在ある機器だけで貸し出し業務を行うということでございまして。

利用状況につきましては、昨年度でございまして、こちらにつきまして、教材が貸し出し6件、機材が年間で94件ということで、それに伴う観客数は昨年は247ということで、年々少なくなつておるというか、低い数字を維持しているという状況でございまして。

一方、適応指導教室につきましては、こちら、今年度につきまして、現在は8名正式通所ございまして。こちらについて、年度末で大体10名から11名の正式通所、さらに、試し通所について六、七

名が毎年行っているということで、こちらについては、ほぼ前年と同数ぐらいの数字で推移しているものでございます。

○議長（平渡高志君） 7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） オリンピックのテロ対策ということで、どういったことが入るのかはなかなか想像つかないところですけども、消防として、それに伴った何らかの訓練なり、装備の使用の仕方なり、そういったところの日数、また、出勤時の手当というところで見ているのか、もう少し詳しく聞ければと思います。

それから、けやき教室ですけども、通っておられるお子さんたち、条件がそろっている方が通える状況であって、この黒川地域内で利用できればというふうに思っているお子さんどのぐらいいて、どういった、教育委員会としてどのように把握をされていて、今のけやき教室の体制がどんなものなのか。どういう感想をお持ちなのか、その辺お伺いできればと思います。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） オリンピックに関する警戒費用でございますが、詳しくは、日程につきましては、7月22日から8月1日ということで、1日2試合の日が4日と、1試合の日が2日ということになりまして、17時から22時までの警戒ということになりまして、警戒時間が設定してございます。

さらに、その警戒に要する人件費等、警戒人員については、黒川消防のエリアにリエゾンに1名、警戒区域の待機、タンク車両5名、救急車両3名ということで、合計9名が時間が長いものですか、前後半に分かれて、延べ18名ということの人員になります。

また、時間外の時間でございますが、1試合に関しましては、前半後半に分かれて実施、2試合目に関しまして、7時間掛ける9名の4日間、さらに、4時間掛ける9名の4日間、後半戦はその2日間ということで、平均100分の125、100分の135と100分の150ということで合算した数字になります。

また、時間外の経費については以上でございますが、登録車両に関する経費としまして、燃料費、3台の車両及び事務連絡車2台ということで、燃料費39キロの距離がございますので、4台掛ける6日の3万5,000円という経費になってございます。

あと、訓練に関しましては、警防課長のほうから申し上げます。

また、装備に関しましては警防課長のほうから詳細申し上げます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 警防課長高橋 正君。

○消防本部警防課長（高橋 正君） 訓練について御説明いたします。昨年度1月から2月にかけて机上においてのシミュレーション訓練を実施しております。

また、改めて机上訓練に基づいた実動訓練を2月に予定しておりましたが、大雪により中止になったということで、後日日程を調整の上実施するという運びとなりました。

それで、昨年秋に部分訓練ではございますが、救急隊の実動訓練を会場となるグランディ21で実施しております。

また、来年度につきましては、各消防本部不足分の装備が充実された段階でまた日程調整をしながら、県内で警備配置に当たります消防隊員並びに救急隊員一同に対して実動訓練を実施する予定でございます。以上となります。

○議長（平渡高志君） 教育長上野忠弘君。

○教育長（上野忠弘君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、けやき教室なんですけど、現在のお子さん方、先ほど次長のほうから8名という話がありました。例年ですと中学3年生がほとんどなんです。今年度につきましては、小学校1年生が1名、4年生が2名、5年生が1名、中学1年生が2名、2年生が1名、3年生が1名と、小中各学年から通所している状況があります。

これは、お子さん方のニーズといいますか、変わってきたんだろうなというふうに考えています。今年度1年だけの状況ですから、まだ分析はしておりませんが、今までの卒業後の進路に向けての通所という形から日常的な課題解消というふうな、親御さんたちの意識が変わってきたんだろうなというふうに見ております。

このけやきにつきましては、スタート当初は富谷武道館の脇にございました。震災後は宮床の旧小野分校の宿舎に入りました。それが現在の場所にあるわけです。あくまでも保護者の責任のもとに通所をお願いするという形態をとっておりますので、形態なりはそのままでもよろしいかと思うんですが、やはりニーズが変わってきているということで、運営の仕方についてもいろいろ検討を加える必要はあるのかなというふうには考えております。

それから、地域ですが、大郷から現在2名、大和町から1名、残りが富谷というふうになっておりますので、昨年は大衡もいたかと思うんですが、各地域から利用されております。それが現状で、先ほど話したとおり、今後小学生も利用するということがあるものですから、それを見据えた形での指導員との打ち合わせをしていきたいなと思っております。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。4番金子 透君。

○4番（金子 透君） ちょっと1点だけ確認させていただきます。

例のオリンピックに関しての活動なんですけれども、テロ対策というか、犯罪行為というか、そういうものの防御、防衛のための活動なのか、もしくは要救助者が発生したときの救急救命の活動なのか、黒消本部さんの活動の内容、ここからここまでだということをちょっと明確に明示していただきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 警防課長高橋 正君。

○消防本部警防課長（高橋 正君） ただいまの御質問についてお答えします。

活動については、後段の要救助者が発生した場合の救護活動となります。

まず、一番危険度の高い部分については、消防隊が化学防護服といたしまして、よくテレビでごらんになっていると思いますが、オレンジとか黄色い防護服、呼吸器を背負って、その上からだるま状態になる防護服を着装して、倒れた場所から消防隊が救出して、あと別部隊の除染隊というのがありますが、そこで水を使ったシャワーで除染をしまして、安全なクールゾーンという安全な場所に消防隊が搬送して、そこから救急隊が今度レベルBという、今回の新型コロナウイルスとかで皆さん白い防護服を着ていますが、ああいう装備をして救急隊がさらに安全な場所、もしくは指定医療機関に搬送という活動内容となっております。

○議長（平渡高志君） 4番金子 透君。

○4番（金子 透君） それでは、現地において実際に違法行為が行われている、そういう最前線という言い方は正しいかどうかはあれなんです、違法行為が行われている中での活動はないという理解でよろしいですか。

○議長（平渡高志君） 警防課長高橋 正君。

○消防本部警防課長（高橋 正君） 今の計画の段階ではそのようになっております。

危険が及ぼしている部分については、警察なり自衛隊なりが担当しまして、消防隊については、安全が確保された後に活動という手はずとなっております。

あと、万が一感染とかした場合については、これからの訓練になりますが、自分で注射とか打つような計画もなっていますので、それについて来月からアンケートありまして、人数とかございませぬけれども、感染した場合の自分で注射打つ予防対策の講習会も予定されております。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。8番遠藤昌一君。

○8番（遠藤昌一君） 富谷出張所の女性消防士の宿泊所の件で先ほども申しましたけれども、消防次長の話ですと、附帯工事、そしていろいろな電気工事とか電気設備とか云々というの、当然あり

ましたけれども、建物一体なんですよ。まさか電気とか下水道設備というのない建物ないですから、これちょっと次長の答弁はちょっとおかしいんじゃないかと思っていたんですけども、今いずれにしても、平米単価設計費どの程度かかっているかわかりませんが、ちょっと単純に計算しても平米60万円ですよ。30平米ですから、一般住宅では到底考えられないような計画なんです。一般住宅だと大体坪高くて五、六十万円だと思いますけれども、この計算でいきますと、約200万円ですよ。坪。どのような、予算案ですから、いずれは減額になるかふえるかわかりませんが、いずれにしても、ちょっと高過ぎるんじゃないかなという考えですけども、伺っておきます。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） 御質問の件でございますが、専門業者からの見積もり、また、現在の敷地における下水であったり電気配線図だったりを確認していただきまして、建物に対しては、規模に対しては大分大きな金額と判断されるんだと思いますが、そのぐらいの予算見積もりがございましたので、計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番遠藤昌一君。

○8番（遠藤昌一君） であれば、この建物だけの図面じゃなくて、もう少し附帯、電気設備とかいろいろの附帯、それまで図面を提出して初めての計画出されるならわかりますけれども、建物の図面で単純に見ますと、やっぱり我々は坪60万円としか見ないわけっしょ。

いずれにしても、この図面ではわかりませんから、後ででもいいですから、何か機会あったとき、その図面の提出をお願いします。以上です。

○議長（平渡高志君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） 今後ただいま御意見のございましたとおり、図面に添付しまして、改めてお示ししたいと思います。以上でございます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第9、議案第7号令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

○議長（平渡高志君） 暫時休憩をいたします。会議の再開は2時10分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

議案書のほうに訂正する箇所があるということなので、総務課長より訂正をお願いします。

○総務課長（明石良孝君） 令和2年度各種会計予算に関する説明書の給与費明細書におきまして誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

28ページになります。

28ページでございます。給料区分のところのその他の増減分の備考欄でございますが、職員数の異動状況ということで、現在在職する職員数が本年度172人、前年度171人、増減「0人」となっていますが、こちらが「1人」となるものでございます。あわせまして、計も同様になります。

修正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。よろしくをお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 訂正お願いをいたします。

日程第10 議案第8号 令和2年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第10、議案第8号令和2年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課副参事碓井 豪君。

○業務課副参事（碓井 豪君） それでは、議案書28ページをごらん願います。

議案第8号令和2年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算について御説明をいたします。

第1条につきましては、予算の規模であります。本特別会計の歳入歳出予算総額を1,652万7,000円とするものであります。

次に、別冊の各種会計予算に関する説明書、こちらのほうを御準備をお願いします。38ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書で御説明申し上げます。

38ページは、歳入歳出の総括で、前年度に比較いたしますと、279万8,000円の減となっております。

39ページをごらん願います。

歳入につきましては、財源をおおむね市町村の負担とするもので、市町村ごとの負担金額は表記のとおりでございます。市町村負担金1,651万4,000円とするものであります。

次に、40ページをお願いいたします。

歳出につきましては、会計年度における審査件数を3,230件、審査回数を108回計画したものでございます。1節報酬は、8合議体、委員40名分の報酬でございます。2節給料から3節職員手当、4節共済費までが担当職員1人分の人件費を計上しております。7節報償費から13節使用料及び賃借料までが審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上するものです。

歳入歳出それぞれ総額1,652万7,000円とする予算計上の内容であります。

41ページ以降は、審査会委員報酬と職員給与費の明細書でございます。御確認願いたいと思っております。

以上が提出しております令和2年度介護認定審査会特別会計予算であります。よろしく願います。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第10、議案第8号令和2年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第9号 令和2年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第11、議案第9号令和2年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課副参事 確井 豪君。

○業務課副参事（碓井 豪君） それでは、議案書30ページをお開き願います。

議案第9号令和2年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算について御説明いたします。

第1条につきましては、予算規模でございます。本特別会計の歳入歳出予算総額を116万7,000円とするものであります。

次に、別冊のほうをお願いしたいと思います。各種会計予算に関する説明書48ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

48ページは、歳入歳出の総括で、前年度と比較いたしますと4,000円の増となっております。

49ページをごらん願います。

上段の歳入につきましては、財源をおおむね市町村の負担とするもので、市町村ごとの負担金額は表記のとおりで、市町村負担金116万5,000円とするものであります。

次に、下段の歳出につきましては、会計年度における審査件数を156件、審査回数を12回計画したものでございます。1節報酬は、2合議体、委員10名分の報酬95万4,000円と、8節旅費から11節役務費まで、審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上するものでございます。

歳入歳出それぞれ総額を116万7,000円とする予算の内容であります。

50ページ以降は、審査会委員報酬の明細であります。御確認願いたいと思います。

以上が令和2年度障害支援区分認定審査会特別会計予算であります。よろしく願います。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第11、議案第9号令和2年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第12 議案第10号 令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第12、議案第10号令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を

議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書22ページごらん願います。

議案第10号令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算について御説明申し上げます。

予算第2条につきましては、業務の予定量でございますが、こちらにつきましては、指定管理者からの病院経営計画が提出されておりまして、その予定量でございます。

（1）病床数につきましては、今年度同様、一般病棟を110床、回復期病棟を60床とするものでございます。

（2）の年間患者数予定でございますが、入院につきまして3万8,225人、外来につきましては7万6,734人を予定するものでございます。こちらにつきまして、（3）1日平均患者数で割るところで、入院につきましては、1日当たり105人、外来につきましては、1日当たり261人と予定するものでございます。

（4）で主な建設改良事業としては、公立黒川病院の医療機器整備事業でありまして、後ほど第9条のほうで御説明いたしますが、9点の医療機器の更新事業を予定するものでございます。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入合計29億3,118万円に対し、支出合計31億2,141万6,000円とするものでございます。

次のページ、第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入合計、支出合計ともに4億1,569万6,000円とするものでございます。この部分につきましては、病院移転新築事業及び病院改修事業、病院医療機器整備事業に係ります企業債の元金償還並びに令和2年度に新規に購入する医療機器に係る企業債の収支の予算となっているものでございます。

第5条につきましては、令和2年度に新しく整備する医療機器整備事業に係る企業債の限度額を5,480万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、限度額を8億円とするものでございます。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるもので、職員給与費であります組合事務職員1名の給与費についての限度額442万3,000円を定めるものでございます。

次のページ、お開きください。

第8条につきましては、関係市町村から病院会計への補助、市町村負担金を受ける金額を定めるものでございまして、収益的収入に対しては合計で1億8,137万2,000円、資本的収入に対しては3億3,622万6,000円、合計で5億円1,759万8,000円とするもので、下の表につきまして、各市町村ご

とに集計した負担額ということになります。

第9条につきましては、資産の取得として、医療機器であります9点の資産取得を予定するものでございます。

議案書につきましては、以上でございます。

続きまして、別冊にあります予算に関する説明書、こちらのほうの51、52ページお開き願います。

予算の実施計画書でございます。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、先ほど説明しました議案書の内訳書でございます。

53ページから55ページについて、予算の実施計画書でございますが、こちらのほうで明細内訳となっております。ごらん願います。

続きまして、56ページ以降につきましては、企業会計で定められている、いわゆる財務諸表で定めているものでございます。こちら、56ページから58ページにつきましては、令和2年度、今年度、3月31日現在の予定貸借対照表でございます。

59ページ、60ページについては、今年度の予定の損益計算書ということになります。

61から63ページにつきましては、令和3年度、来年度末の現在の予定貸借対照表でございます。

64ページ、こちらにつきましては、令和2年度の予算をどのような方針で作成したかというものの注記をこちらのほうに記載しているものでございます。

65ページ、こちらは令和2年度の予算のキャッシュ・フローの計算書でございます。現金がどのようにふえ、どのように減るかということをご公営企業法に定められた様式で記載しているものでございます。

66ページ以降71ページまでは、令和2年度におけます職員給与費の明細書でございます。

72ページにつきましては、地方債に関する調書で、現在借り入れしております企業債並びに見込みに関する企業債の内訳となっております。

こちらについて、法令に定められた書式で記載しておりますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

73ページ、こちらの1ページで病院事業運営費の予算の組み立ての考え方を御説明させていただきます。お思います。

こちら、この図を上中下に分けて、市町村負担金などの部分を説明させていただきます。

まず、上段の部分をごらん願いたいと思っております。上段の部分につきましては、組合と指定管理者の診療報酬に係る経費の流れを示している部分でございます。

上段左側の収入内訳の一番下でございますが、27億1,006万3,000円が指定管理者へ全て同額で交付金、委託料として入金されるものでございます。こちら、令和元年度に比べて約1億6,290万円減少すると指定管理者の積算になっております。

次に、中段部分をごらん願いたいと思います。こちらにつきましては、関係市町村から負担金の流れでございます。関係市町村からの負担金につきましては、中段の左側の箱で示しておりますが、令和2年度におきましては総額5億1,759万8,000円の御負担をお願いするものでございます。その内訳としては、指定管理者の経費、起債に係る事業及び元利償還金及び事業経費分でございます。

中段の真ん中あたりをごらん願いたいと思います。この市町村負担金を財源としての支出内容を示しております。まず、協定書に基づきます運営交付金7,000万円及び運営費補助金1,000万円、合わせて8,000万円については、指定管理者側にそのまま支出するものでございます。

次に、その下にあります起債事業経費につきましては、右側にあります企業債を活用して医療機器更新を先ほど説明しました5,490万円に対して、一般財源の10万円と加えて計上しているものでございます。

次に、その下にあります起債元利償還に要する経費として3億7,733万4,000円を右側の国庫等への支出の流れでございます。

次のリース資産購入経費につきましては、医療機器のリース償還元金分を100万円をリース購入費として支出しているものでございます。

また、下の病院事業推進費に係る経費ということで、こちら5,916万4,000円を右側の黒川行政事務組合としての事業経費6,018万2,000円に充当支出するものでございます。経費の内訳としては、事務職員1人の人件費、病院の火災保険、協定に基づく20万円を超える施設機器の修繕及び50万円を超える医療機器備品の更新に要する経費などでございます。

次に、下段のほうでございますが、こちら財産収益等になりますが、財産収益の101万8,000円の収入につきましては、中央の内訳にありますとおり、売店、食堂及び自動販売機の賃借料ということで、こちら右側の黒行としての事業経費の充当にするものでございます。

同じく、下段左側の指定管理者負担金、こちら2,467万9,000円につきましては、平成30年度に整備しました電子カルテシステムにおける指定管理者の負担分でございますが、こちら起債償還の一部となるものでございます。

ここまでが現金ベースでの予算でございます。収入支出差し引きゼロという予算になっているものでございます。

ここから下の枠につきましては、いわゆる現金が伴わない収入及び支出という予算になっております。

左側につきましては、現金の伴わない収入ということで、長期前受金戻入益、こちらにつきましては、指定管理者からの寄贈がありました財産に対する繰延収益及び県補助金の繰延収益の戻入益ということになりまして、合わせて、こちら3,871万7,000円を予定するものでございます。

そして、右側、現金の伴わない支出ということで、建物、医療機器などに係ります減価償却及び固定資産除却などで、2億2,895万3,000円を予定しているものでございます。

収入合計が33億4,687万6,000円に対しまして、支出合計が35億3,711万2,000円とするもので、収支差としては1億9,023万6,000円の損失という予算の内訳でございます。

以上が令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算の説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 議案書の32ページのところの予定量というところ、どういった積算で出しているのか、その辺少し詳しく説明願いたいと思います。

通常見ますと、収入より支出のほうが多いので、単純に見れば赤字なのかなというふうに思うわけですね。そこを各市町村で負担したり、いろいろ検討している中で、この例えば外来261人というのはどういったものなのか。どのようなお考えなのか、その辺まずお伺いしたい。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 予定量につきましては、指定管理者であります公立黒川病院のほうで基本的には数字を算定しております。

算定根拠につきましては、今年度の上半期の各平均人数ということを積算根拠として想定しているものでございまして、こちらにつきましては、先ほど大まかにお話ししましたが、入院につきましては、今年度、令和元年度は111人と見ておりましたんですが、今年度の平均として、令和2年度平均として105人、マイナス6人を少ないというふうに見積もっております。

内訳としては、一般病床について、前年度67人から62人、回復期、リハビリ病床については前年度44人から43人と見込んでいるものでございます。

一方、外来につきましては、平均298人を予定しておりましたところですが、来年度は261人ということで、マイナスで37人、減るという見込みでございます。

こちらのところで医療の外来でございますが、医療の外来につきましては、258人から222人とい

うことで、マイナスで36人ということになっております。

一方、介護事業でございますが、介護事業につきましては、通所リハビリは20人に対して20人ということで、増減ゼロ。訪問リハビリについては、今年度15人に対して来年度13人ということで、平均でマイナス2人と。居宅介護支援事業につきましては、今年度平均2人としているところを来年3人ということで、こちらについては、1名ふえると見込んでおります。

そのような形で病院のほうから資料が提出されておまして、こちらから積算しまして、平均の事業費を黒行として計算しているものでございます。

なお、黒行のいわゆる赤字でございますが、先ほど御説明しましたけれども、予算上赤字にはなっておりますけれども、お金のキャッシュ・フローの計算の中ですが、赤字の要因となるものについては、いわゆる減価償却とか、そういうものについての数字が積み上がって赤字予算という形になっているものでございます。現金の流れについては、全て収入イコール支出ということになっているものでございますので、これについて特に来年度市町村負担金が増額するというようなことはないということになります。

病院事業、指定管理者のほうの経済状況につきましては、患者数等々が少なくなるとそれがダイレクトにその経済状況に反映されるということにはなるものでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 病院側から実績なり現状でこういった予算というふうに組合のほうに上がってくるんだということは理解しているんですけども、組合側として、やはり例えばあのぐらいの規模の病院で1日平均どのぐらいの患者さんを診察できるものなのか、そういった分析をして、病院側と折衝、そういったことをしているのかなというのが大体の方が黒川病院通院しても時間がかかるとか、いまだに言われます。予約して行っても予約の時間から1時間後に呼ばれたとか、薬に関しては、外でも受け取れるようになっているので、幾らかは緩和したかもしれませんけれども、その辺の病院側としての患者に対する対応といたしますか、そこら辺もう少し俊敏になれば、もっと多くの方が通院されるようになるのではないかなというふうに思うところもあるんですけども、そういったところでの病院側と何らかのお話なりしているものなのか、その辺お伺いします。

○議長（平渡高志君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） それでは、病院との話し合いということなんですけれども、私の立場としましては病院のほうと定期的に私が行ったり、来ていただいたりということでお話は聞いているんですが、議員おっしゃるとおり、お医者さんが少ない。医師不足と。前にも本郷先生からお話あった

とおりに、それに伴って患者数が減っているということを説明受けております。

それを解決するためには、やはり医師の確保なんだということで、本郷医師も積極的に東北大学の医局のほうに足を運んで努力をされているということでございまして、年度末にもなっておるんですが、その辺はつきりしましたら、御説明に上がりますというお話を聞いております。

それで、議員おっしゃるとおり、その辺も病院と一緒に考えて考えるべきではないかということだと思っておりますが、そのとおり、担当のほうにも常に病院のほうと連絡を密にとって、いい方向に行くためにはどうすればよいかということと一緒に考えて考えるように、いろいろ指導してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） そういった話もしているであろうというふうに思っています。

ただ、我々直接住民から言われるのは、さっき言ったとおりのことです。

例えば各町で住民バスなり運行している中で、黒川病院まで行けるものもあるんですね。その際、そういったところとうまく連携して診察が受けれるとか、そういった部分もう少し改善すれば、やはり住民にとって親しみのある病院になる。

そういった中で、病院運営が改善して、地元の住民も信用できるというような相乗効果で病院運営よくなれば、そんなにいいことないわけですので、そういったいろいろな方面から病院を支援しているんだと。また、病院側でももう少し努力していただきたい部分あるわけですので、十分お話ししていただきたいというふうに思います。

○議長（平渡高志君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） そういうことで、理事会のほうにも報告したんでございますけれども、本郷管理者のほうからも黒川病院を取り巻く医療の状況につきまして、議員の皆様、それから理事会にもお話しする場を設けたいんだということを話聞いております。

それプラス担当のほうにもということなんですが、今、年度末、年度初めということで、これから忙しい時期になりますので、適切な時期はいつなのかということを含めまして、本郷管理者のほうからもお話ししていただきたいなというふうに考えております。

それも踏まえ、とにかく病院がいい方向に行くように病院と協力しながら努力してまいりたいというふうに考えておりますので、いろいろとよろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。13番渡辺良雄君。

○13番（渡辺良雄君） 質問ではなくて確認でございます。私聞き間違えたと思うんですが、32ペー

ジの2条(2)年間入院患者数38325で間違いないかどうか確認をさせてください。

○議長(平渡高志君) 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長(佐藤初雄君) ちょっと私も自分で言い間違ったかどうかわかりませんが、ここに書いてあるとおりでございます。もし私が違う数字言っていましたら、申しわけございませんでした。失礼しました。

○議長(平渡高志君) よろしいですか。「はい」の声あり)ほかにございませんか。9番大友三男君。

○9番(大友三男君) 昨年の今ごろだったか、医師が春となると欠員が出るということで、いろいろと病院のほうでも努力して探しているんですよという話は受けましたけれども、そのときからお医者さんがふえていないという現状があるようなんですけれども、どのような努力をなさって、今現在に至っているのかお聞かせいただければと思います。

○議長(平渡高志君) 助役鎌田節夫君。

○助役(鎌田節夫君) 先生からは、それも含めましてお話しさせて、直接お話をさせていただきたいんだという話がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(平渡高志君) よろしいですか。「はい」の声あり)ほかにございませんか。「なし」の声あり)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。「なし」の声あり)討論なしと認めます。

これより、日程第12、議案第10号令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長(平渡高志君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13 議案第11号 令和2年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算

○議長(平渡高志君) 日程第13、議案第11号令和2年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長(佐藤初雄君) それでは、議案書35ページごらん願ひます。

議案第11号令和2年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算について御説明申し上げます。

第2条につきましては、業務の予定量を定めるものでございます。利用者につきましては、月72人とし、利用回数につきましては、月420回を予定するものでございます。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入合計5,231万9,000円に対し、支出合計が5,231万8,000円を予定額とするものでございます。

議案書につきましては以上でございます。

別冊にあります予算に関する説明書、こちら74ページお開き願います。

予算の実施設計書でございます。収益的収入及び支出について、先ほど説明しました議案書の内容でございます。

75ページにつきましては、予算の実施設計画明細書でございます。明細内訳となっておりますが、こちらについてごらんとおりになっているものでございます。

76から80ページまでにつきましては、病院事業会計同様、公営企業法に定められております財務諸表ということになっておりますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

81ページにつきましては、先ほど同様、注記ということでございます。

82ページについては、令和2年度の予算のキャッシュ・フローの現金の流れを示している計算書でございます。

83ページで訪問看護ステーションの事業管理運営における予算の組み立てを御説明させていただきたいと思っております。

こちらにも病院事業会計と同じく、経費の流れを図式化したものでございますが、上段の欄をごらんになっていただきたいと思っております。組合と指定管理者との診療報酬に係る経費の流れでございますが、このことにつきましては、病院と同じく、収入を全て支出として地域医療振興協会のほうに交付するというので、保険事業報酬及び利用者負担金合わせて5,231万8,000円全てを交付金として指定管理者のほうに交付するという流れでございます。

また、事業外収入として、下のほうにございますが、預金利息1,000円ということで見込んでおりまして、収入合計として5,231万9,000円で、支出合計が5,231万8,000円ということ、こちらについて1,000円の収入を見込んでいるということになります。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑な

しと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第13、議案第11号令和2年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第14 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（平渡高志君） 日程第14、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事長より提案理由の説明を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、同意第1号でございます。議案書36ページお願いしたいと思いますし、また、同意第1号関係資料をごらんいただきたいと思っております。

同意第1号でございます。教育委員会の任命につきまして、次の者を黒川地域行政事務組合教育委員会の委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

記といたしまして、住所、大崎市松山金谷字金ヶ崎26番地13、氏名、鳥海義弘氏。生年月日、昭和31年9月18日でございます。

鳥海さんにつきましての経歴等につきましては、資料にあるとおりでございます。これまで大郷の教育長さん、御事情で退任をされましたので、黒川行政の教育委員も退任されております。今度改めまして、大郷町の教育長さんとして鳥海さんが選任され、黒川行政のほうに御推薦をいただきましたので、きょう皆様方に同意いただくべく、お諮り申し上げたいというふうに思います。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第14、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意をされました。

これをもって、本日の日程を全部終了いたしました。

ここで、一言私から御挨拶を申し上げたいと思います。

今議会をもちまして、大和町選出議員5名任期満了となります。また次の選挙で当選して、何人かは戻ってくると思いますが、その節はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、私事でございますが、この黒川行政議会に4期16年間お世話になりました。その間2期8年間議長として皆様方から大変な御支援をいただき、重責を全うすることができました。黒川病院の、今出ました指定管理者移行からごみ焼却建設、そして、事務所移転と、執行部、そして職員の皆さん、議員皆様方と一緒に事業をできたこと、大変うれしく思っております。

今後は、黒川地区一地区民として、少しでも地区のために協力していく所存でございますので、今後とも御指導、御支援のほどよろしくお願ひします。大変ありがとうございました。

会議を閉じます。

令和2年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会をいたします。大変御苦労さまでございました。

なお、同意第1号関係の議案説明資料については、回収をいたしますので、議席に置かれますよう、よろしくお願ひをいたします。

午後2時53分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和2年2月19日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 平 渡 高 志

署名議員 石 川 敏

署名議員 佐々木 春 樹